

岡山大学

自然生命科学研究支援センター

動物資源部門 鹿田施設

利用手引き

2023年10月

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設内規第7条の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設（以下「施設」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(利用目的及び範囲)

第2条 施設は、次の各号に掲げる目的の範囲内で利用することができる。

- 一 岡山大学の教育、研究、開発等
- 二 その他、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設長（以下「施設長」という。）が適当と認めたもの

(利用の原則)

第3条 施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、岡山大学動物実験規則（平成20年2月21日岡大規則第6号）に則り、動物実験を行わなければならない。

- 2 利用者は、関係法令、条例、指針及び学則、その他施設長が定めた要項並びに「利用の手引き」等を遵守しなければならない。

(利用の原則)

第4条 施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者のうち、第6条の利用者登録を得た者とする。

- 一 本学の職員で教育研究に従事する者
- 二 本学の学部学生、大学院生、研究生及び医員
- 三 その他施設長が適当と認めた者

(休業及び利用時間)

第5条 施設の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- 二 12月29日から翌年1月3日まで
- 三 その他施設長が特に必要と認めた日

- 2 施設の利用時間は、前項に規定する休業日以外の日の8時30分から17時15分までを原則とする。

- 3 前条で定めた一及び二に該当する利用者は、休業日又は利用時間外にも施設を利用することができる。

- 4 施設長は、前条で定めた三に該当する利用者に対して、休業日又は利用時間外に施設の利用を許可することができる。

(利用者登録等)

第6条 施設長は、利用者研修会を開催し、その受講者を施設の利用者として登録

することができる。

- 2 施設長は、利用者として登録していない者に一時的に施設の利用を許可することができる。

(実験の終了又は中止の報告)

- 第7条 利用者は、実験の終了又は中止の際は、速やかにその旨を施設長に報告しなければならない。

(動物の搬入及び搬出)

- 第8条 施設に動物を搬入する場合は、「動物購入・搬入願」を施設長に提出し、施設長の許可を得なければならない。

- 2 施設で飼育している動物を搬出する場合は、「動物搬出及び処分届出書」を施設長に提出しなければならない。

- 3 その他、動物の搬入及び搬出に関して必要な事項は、施設長が別に定める。

(動物の処分)

- 第9条 施設長は、検疫中若しくは飼育・実験中であっても実験に不相当とされる動物に対して「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示）」に基づく処分を行うことができる。

- 2 利用者は、原因不明の死亡動物及び感染性疾患の疑いのある動物を発見した場合には、ただちに施設長に報告しなければならない。

- 3 施設で飼育している動物を殺処分した場合には、「動物搬出及び処分届出書」を施設長に提出しなければならない。

(飼料・床敷・ケージ並びに実験用消耗品の搬入及び搬出)

- 第10条 利用者は、施設長の許可なく、飼料・床敷・ケージ等を施設に搬入あるいは施設から搬出することができない。

- 2 利用者は施設の運営に支障をきたさない範囲で、前項で定められていない、動物実験に必要最小限の実験用消耗品等を施設へ搬入し、使用することができる。

- 3 その他、飼料・床敷・ケージ並びに実験用消耗品の搬入及び搬出に関して必要な事項は、施設長が別に定める。

(実験室・特殊機器室及び機器等の利用)

- 第11条 利用者が、施設の実験室あるいは特殊機器室等及び機器等を利用する場合は、「実験室使用願」あるいは「特殊機器室使用願」等を施設長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 その他、実験室・特殊機器室及び機器等の利用に関して必要な事項は、施設長が別に定める。

(機器等の搬入)

- 第12条 利用者は施設の運営に支障をきたさない範囲で、動物実験に必要最小限の機器等を施設への搬入し、使用することができる。

2 前項の定めに従い、施設に機器等を搬入する場合は、利用者は「機器搬入願」を施設長に提出し、許可を得なければならない。

(飼育室・実験室担当者及び機器取扱担当者)

第13条 施設長は、動物の飼育及び保管に関する業務を行わせるため、あるいは動物飼育について利用者の指導に関する業務を行わせるため、動物飼育区域ごとに飼育室・実験室担当者を置くことができる。

2 施設長は、機器の操作及び維持並びに機器について利用者の指導に関する業務を行わせるため、機器ごとに機器取扱担当者を置くことができる。

(有害物質投与実験及び感染実験について)

第14条 有害物質を投与する実験及び微生物を動物に感染させる実験のために施設を利用する場合には、施設長の指示に従って行わなければならない。

2 RI実験は、施設で行ってはならない。

(事故発生時)

第15条 事故が発生した場合は、利用者は、ただちに施設長に報告し、その指示に従わなければならない。

(見学者及び設備設置業者等の入館)

第16条 外部からの見学者及び設備設置業者等の施設への一時的な立入は、立入希望日の1週間前までに施設長に申告し、許可を得なければならない。

2 利用者は見学者及び設備設置業者等に同伴し、事故等が起こらないよう指導しなければならない。

(損害の弁償)

第17条 利用者の責に帰すべき事由により機器又は設備等を滅失し、き損し、又は汚染したときは、利用者はその損害を弁償しなければならない。

(利用の停止)

第18条 利用者が、次の各号の一つに該当する場合には、施設長は利用の途中であっても当該利用者の利用許可を取り消し、又は利用を一定期間停止することができる。

一 関係法令、条例、指針及び岡山大学が定めた規則等に違反したとき

二 この要項、利用の手引き、申し合わせ等、施設長が定めた内規等に違反したとき

三 施設長の指示に違反したとき

四 利用者が利用申請書に記載している利用目的と相違した行為を行ったとき

五 その他、施設の運営に支障を与えるおそれがあるとき、又はおそれを生じさせたとき

2 施設長は、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設運営会議（以下「運営会議」という。）と図り、前項のほか、施設において特別な必

要性が生じた場合及び施設の運営上、特に必要があると認める場合には、利用許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(経費の負担)

第19条 利用者は、施設長が別に定める利用に係る必要な経費を負担しなければならない。

(研究成果の報告)

第20条 利用者は、施設を利用した研究の論文等を公表したとき、その論文等の一覧を年度毎に施設長に提出する。

(利用者の協力義務)

第21条 利用者は、施設長の指示に従い、施設の共同利用設備等の維持管理、研修会又は講演会等の教育訓練への積極的な参加、その他施設の運営に関して協力しなければならない。

(雑則)

第22条 この要項に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、施設長が別に定める。

附 則

平成16年4月1日制定の岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門利用内規は、廃止する。

附 則

この要項は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

岡山大学自然生命科学研究支援センター 動物資源部門鹿田施設 利用手引き

1 利用の原則

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設（以下「施設」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門利用要項（以下「利用要項」という。）及びこの手引きに掲げる事項をよく理解・遵守し、施設の円滑な運営に協力しなければならない。

2 禁止事項

利用者は施設内において以下の行為を行ってはならない。①喫煙②岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門長（以下、「部門長」という。）の定める場所以外での飲食 ③鹿田施設専任職員（以下「職員」という。）の許可なく飼育室及び実験室の窓を開放する行為 ④許可されていない箇所への物品等の設置 ⑤実験に必要としない物品の施設への持ち込み ⑥動物実験に無関係な人物を施設に招き入れる行為 ⑦正当な理由なく土足のまま施設に立ち入ること ⑧感染実験区域に一度搬入した動物を生きた状態でこの区域から持ち出すこと ⑨P 3 実験区域に一度搬入した動物及び物品を職員の許可なく P 3 実験区域から持ち出すこと ⑩その他施設の運営を妨げる行為

3 施設の利用者登録について

- (1) 利用者は動物実験委員会が主催する動物実験教育訓練受講者名簿に登録された者のうち、あらかじめ、施設の利用者研修（以下、「研修」という。）を受け、登録された者に限る。
- (2) 施設の利用を希望する者（以下、「希望者」という。）は「施設利用申込書」（様式 1 号）に必要事項を記入し、利用者研修受講時に提出する。
- (3) 鹿田施設利用者研修は原則として、毎月 1 回、施設 1 階のセミナー室で開催する。但し、希望者の数によって研修を開催しない場合や、開催場所を変更する場合があるので、あらかじめ施設ホームページで開催日の確認を行う。
- (4) 研修の間隔が開いたとき、もしくは急を要する場合には短時間の仮研修によって仮登録を行い、希望者の利便を図るが、その直後に行われる研修を受講しないとき、仮登録は失効する。
- (5) 利用者登録時に、一人につき 2 指の静脈画像データを登録する。
- (6) 利用者登録の有効期限は原則として登録年度末までである。但し、引き続き登録を希望する場合は所定の更新手続きを行う。
- (7) 登録申請事項に変更がある場合、すみやかに届け出て、所定の手続きを行う。
- (8) 退職、出向、転勤等で施設の利用を終了する場合、すみやかに届け出る。

- (9) 施設に立ち入るときは、利用者は必ず一人ずつ個人認証を行わなければならない。一人の認証で複数名が立ち入ることは不正利用として禁止する。
- (10) 利用者登録されていない者は、原則として施設に立ち入ることはできない。但し、実験等の必要性から一時的に施設への立ち入りを希望する場合には、受付・事務室に申し出て、所定の手続きを行う。この場合、一時立ち入りは通算2回までとし、これを超えた場合は正式に利用登録をしなければならない。
- (11) 利用者の施設利用資格喪失等が判明した場合には、利用者からの申し出がなくても登録を抹消することがある。

4 動物実験計画書について

- (1) 岡山大学動物実験規則（平成29年11月28日改訂 岡大規則第18号）に基づき、「動物実験計画書」（様式1号）（以下「計画書」という。）に必要事項を記入し、動物実験委員会事務局（動物資源部門鹿田施設受付・事務室）に提出する。
- (2) 計画書は岡山大学動物実験委員会（以下、「委員会」という。）の審査を受け、承認を受ける必要がある。
- (3) 計画書の有効期限は承認された年度の次々年度末（最長）までである。延長する必要がある場合は、再度計画書を提出し、委員会の審査を受ける必要がある。
- (4) 実験内容に変更が生じた場合は、変更後の計画書をただちに提出し、委員会の審査を受ける。
- (5) 実験に遺伝子組換え体を用いる場合には、岡山大学組換えDNA実験安全管理委員会の審査を受けた組換えDNA実験計画書のコピーを添付する。
- (6) 動物実験に関する情報は動物実験委員会のホームページで確認できる。
(<http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~animal/committee.html>)
- (7) 遺伝子組換え体に関する情報は自然生命科学研究支援センター ゲノム・プロテオーム解析部門のホームページで確認できる。
(https://pxy-www.a.okayama-u.ac.jp/user/grcweb/dgpweb/GRC_home-J.html)

5 施設の出入りについて

- (1) 施設の出入りについて、利用者は原則として施設2階正面玄関で行う。また感染実験区域を利用する場合には施設1階北側感染実験区域専用玄関で出入りを行う。施設が主催するセミナー、研究会、研修、講義等のみを受講する場合は、施設1階北東角のセミナー室入口を利用する。
- (2) (1)で示した以外の出入り口は、原則として利用者は使用できない。但し、実験等の必要性からこれらの出入り口の使用を希望する場合には、その都度受付・事務室に申し出て、職員の指示に従う。
- (3) 施設は玄関部分を除き、土足での利用は禁止する。施設内では、施設が用意する上履きを着用し、各フロア入口で再度専用の履き物に履き替える。
- (4) 施設の飼育室、実験室に立ち入る際は、必ずあらかじめ施設が用意した予防衣、マスク、キャップを各飼育エリア利用手引きに示す要領で着用し、手指の消毒を徹底して行う。

- (5) 予防衣、マスク、キャップ、グローブの購入費用は利用者が負担する。したがって、利用者は入退館記録に基づき別に定める入館チャージを支払うものとする。
- (6) 施設所定の飼料、ケージ、床敷、予防衣、マスク、キャップ、グローブ以外の飼育・実験時に使用する機材等は、利用者が準備する。
- (7) 使用後の予防衣、キャップ、マスク及びグローブはそれぞれの更衣場所に配置されている所定のゴミ箱へ捨てる。
- (8) 貴重品は各自管理する。

6 実験動物の入手・施設への搬入方法について

- (1) 動物の購入はすべて施設受付・事務室を通して行うこととし、利用者が独自に発注することはできない。
- (2) 「動物購入・搬入願」(様式2号)に必要な事項を記入の上、動物搬入受付専用メールアドレス (animal_shikata@okayama-u.ac.jp) にメール添付にて提出する。その際、購入の根拠となる動物実験計画書の承認番号の提示が必要であり、動物実験計画書に記載され承認されている以外の動物種、系統、性、週齢、入手先の動物は購入することができない。
- (3) 飼育室への動物の搬入は原則として施設職員が行う。
- (4) 各動物種・飼育室毎の入手・搬入手続きは、別に定める実験動物の搬入手引きを参照する。

7 動物の搬出・死体の処理・再搬入について

- (1) 動物が死亡したとき、あるいは実験終了による処分や実験の必要上動物を施設外に搬出するときは、「動物の搬出及び処分届出書」(様式4号)(以下、「搬出届」という。)に必要な事項を記入し、受付・事務室に提出する(搬出届が未提出の場合、帳簿上飼育料金が加算されることになる)。
- (2) 動物を施設外に持ち出す場合は、逃走防止に最大限の注意を払うとともに、関係者以外の目に触れないようにしなければならない。特に、鹿田キャンパスは住宅地に隣接しているだけでなく、キャンパス内を附属病院の患者が自由に行き来できるので、外部から内容物が見えないような動物輸送用の輸送箱を用意する。
- (3) 遺伝子組換え動物の移送に際しては、法令で定められた二重の拡散防止措置を確実に講じる。
- (4) 万が一、輸送中の動物が逸走した場合には、ただちに職員に申し出る。
- (5) 施設から持ち出した動物を再度持ち込むことは禁止する。
- (6) 施設内の移動については、実験上の必要がある場合に限り可能であるが、あらかじめ職員と相談する。
- (7) 感染実験区域から原則として動物を搬出することはできない。実験上の必要がある場合には、あらかじめ職員と相談する。
- (8) 実験後の動物死体は、ビニール袋に入れて固く口を縛った後、各階に設置される死体

専用フリーザーに保管する（ブタ、イヌなど中型動物については別に定める）。

- (9) 施設から持ち出した動物や部門の外で一時保管した動物の死体をフリーザー室に持ち込むことはできない。
- (10) 動物死体の運搬の際、体液や血液などで床面を汚した場合は、ただちに清掃・消毒する。

8 飼育管理について

- (1) 原則として動物の飼料は、施設が準備する。
- (2) 飼育室において使用する飼育器具及び機材類（ケージ、エサ箱、給水ビンなど）は原則として施設が洗浄・消毒・滅菌して準備する。
- (3) 施設で飼育されている動物のケージ交換作業は原則として職員が行う。
- (4) 利用者自身がケージ交換を行うことを希望する場合は、あらかじめ職員に申し出る。
- (5) 給餌・給水は原則として、職員が行なう。
- (6) 絶食、特殊飼料などの給餌が必要な場合は、職員にあらかじめ連絡し、所定のケージカードを掲示する。
- (7) 特殊飼料及び特殊飲料水は利用者が準備する。
- (8) 施設とは別に利用者が発注した動物の飼料の搬入は、部門発注の飼料と一括して納品を受け、職員が該当する飼育室まで運搬する。
- (9) 職員が動物の死亡を確認した場合は、ケージカードに記載されている連絡先にメールで通知、相談する。動物死体の処置等については、特に指示のない死体については前項に従い、処分する。
- (10) 職員による実験補助は、別に定める中型動物ウェットラボ技術支援業務に定められているもの以外は原則として行わない。ただし、職員による技術指導等を希望する場合は相談に応じる。
- (11) 飼育器具及び機材類を施設外に持ち出すことは原則としてできない。
- (12) 施設の所有する飼育器具及び機材類等を使用する場合は、あらかじめ職員に申し出る。

9 廃棄物の処理について

- (1) 廃棄物処理に関しては本学所定の処理規程に従って行う。
- (2) 飼育・実験等に付随して生じたゴミは、一般可燃ゴミ、感染性廃棄物に分別し、各階の専用ゴミ箱にそれぞれ廃棄する。
- (3) メスの刃、注射針、注射器等は、感染性・非感染性を問わず専用容器に廃棄する。
- (4) 試薬・注射液等の残液は利用者各自で持ち帰り処理する。
- (5) 利用者がゴミを集積所まで搬出する場合、ビニール袋に所属講座名を明記し、口を固く縛って搬出する。

10 実験器材及び消耗品の搬入並びに取扱いについて

- (1) 機械・機具類を実験室・飼育室に搬入する必要がある場合は、あらかじめ「機器類搬

入願」(様式5号)に必要事項を記入し、受付・事務室に申し込む。

- (2)簡単な解剖用具及び少量の注射器具類等の消耗品は、特に届け出なくても搬入することができるが、使用後の持ち帰りを原則とする。
- (3)機器の搬入は、職員の立ち会いのもとで利用者が行う。
- (4)持ち込まれた機器類の維持・管理は利用者が行い、所属と氏名、使用期限を明記する。
- (5)実験終了後、持ち込み機器類を継続して使用しない場合には職員へ連絡の上、速やかに搬出する。
- (6)他の利用者の実験や施設の運営に支障が生じる場合は、利用者と相談の上、施設は当該機器類の搬出を指示する場合がある。

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設における 実験動物の搬入手引き

I マウス・ラットの入手・搬入方法

1 S P F 基準

(1) 岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設（以下「施設」という。）の S P F 基準は、国立大学動物実験施設協議会総会（平成 18 年 5 月 19 日）において採択された「実験動物の授受に関するガイドライン」の定めるステータスのミニマムおよびコモンの一部に該当する病原体で、かつ実験動物生産業者（ジャクソン・ラボラトリー・ジャパン、日本クレア、日本 S L C）各社が共通に検査項目とし、施設で検査、又は検査機関等に委託して検査することが可能なものとする。業者の検査項目に変更がある場合には、S P F 基準も変更する。

(2) 令和 4 年 9 月 1 日現在の施設の S P F 基準は以下の通りである。

① マウス

ネズミコリネ菌	ネズミチフス菌	ティザー菌
肺マイコプラズマ	マウス肝炎ウイルス	センダイウイルス
エクトロメリアウイルス	リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス	ヘリコバクターヘパティカス
ネズミ大腸蠕虫	ネズミ盲腸蠕虫	

② ラット

ネズミコリネ菌	ネズミチフス菌	ティザー菌
肺マイコプラズマ	センダイウイルス	唾液腺涙腺炎ウイルス
ハンタウイルス	気管支敗血症菌	ラット盲腸蠕虫

2 搬入要領

(1) S P F 基準を満たす検査書が定期的に届けられている実験動物生産業者（ジャクソン・ラボラトリー・ジャパン、日本クレア、日本 S L C）から搬送されるマウス、ラットについては、直ちにこれらを施設の飼育室に搬入できる。

(2) 国内外の一般の会社や大学等、あるいは海外の実験動物生産業者等から搬送されるマウス、ラットについては、以下の通りとする。

- ① 施設の S P F 基準に適合していることを示す第三者検査機関による S P F 検査（動物搬入日の 2 ヶ月前以降に検査されたものが望ましい）が添付されているとき。この場合、動物は検疫室に保管し、糞便検査で陰性を確認してから施設の飼育室に搬入する。ただし、S P F 検査書は、搬入する動物の供給母集団から抽出した動物あるいは 5 週間以上同母集団のケージ内に同居（使用済み床敷に暴露）させた同動物について行ったものであることが明瞭に分かることが必要である。このことが不明確な場合には、血液検査も再検査とする。検疫手順は③と同じ。

- ② 施設が指定した国内外の大学等や海外の実験動物生産業者による S P F 検査書（動物搬入日の 2ヶ月前以降に検査されたものが望ましい）が搬送の都度添付され、検査項目が施設の S P F 基準に適合しているとき。この場合は、直ちにこれらを施設の飼育室に搬入できる。本項の施設が指定した国内外の大学等や海外の実験動物生産業者とは、The Jackson Laboratory、Taconic Inc.、理研 B R C をいう（令和 4 年 9 月 1 日現在）。
- ③ S P F 検査書が添付されていないとき、あるいは、添付された S P F 検査書の検査項目が施設の S P F 基準に適合しないとき。この場合は、送られてきた動物は、検疫室に保管し、検疫を行う。検疫は、搬入された動物あるいは 5 週間以上その動物と同一ケージ内に同居させた個動物について、学外の検査機関（実験動物中央研究所等）に微生物検査を依頼することによって行う。検査の結果、施設の S P F 基準で示した検査項目が陰性であれば、動物は飼育室に移動する。これ以外の場合には動物を以下 3 の手順で S P F 化することにより、飼育室に移動させることができる。なお、検疫検査に係わる費用は利用者が負担するものとする。

3 帝王切開あるいは体外受精による S P F 化

帝王切開あるいは体外受精による S P F 化のために取り出した子宮または精巣等を胚移植室に搬入できる。新生仔あるいは仮親の飼育は隔離飼育室で行い、新生仔の成長後、出来る限り早期に、仮親または 4 週間以上その動物と同一ケージ内に同居させた個動物について、学外の検査機関に検査を依頼し、施設の S P F 基準に適合することを確認する。検査項目が陰性であることが確認できた後に動物は飼育室に移動する。なお、S P F 化に係わる費用は利用者が負担するものとする。

4 その他注意事項

- (1) 施設外でいったん開けられた形跡がある輸送箱の動物は、原則として施設に持ち込むことはできない。
- (2) 施設が指定している実験動物生産業者（ジャクソン・ラボラトリー・ジャパン、日本クレア、日本 S L C）以外から動物を入手し、搬入する場合は、あらかじめ担当職員に相談する。
- (3) 施設が指定している実験動物生産業者の発注締め切りは、原則として下記の通りである。祝日前後等は例外があるため、施設ホームページ掲載の動物搬入予定表を提出前に確認する。

ブリーダー	代理店	搬入日	締め切り
ジャクソン・ラボラトリー・ジャパン	片山化学	毎週火曜日	前週木曜日午後 5 時
日本クレア	大熊	毎週水曜日	前週金曜日午後 5 時
日本 S L C	清水実験材料	毎週金曜日	火曜日午後 5 時

II ウサギ・モルモット・スナネズミ等の入手・搬入方法

1 搬入要領

- (1) 合目的的に生産され、少なくとも供給母集団に対して病原微生物感染の検査が定期的に行われ、その成績が添付されている動物のみを施設に搬入することができる。
- (2) (1)で示した条件を満たし、現在までに本学との取引実績がある実験動物生産業者は日本S L C、北山ラベスである。
- (3) (2)で示した以外の実験動物生産業者から購入した動物は原則として施設に搬入することはできない。

2 その他注意事項

- (1) 実験の都合上、1-(3)で示した実験動物生産業者から購入した動物の搬入を希望する場合には、あらかじめ担当職員に相談する。
- (2) 施設外でいったん開けられた形跡がある輸送箱の動物は、原則として施設に持ち込むことはできない。
- (3) 1-(2)で示した実験動物生産業者の発注締め切りは、原則として下記の通りである。

ブリーダー	代理店	搬入日	締め切り
日本S L C	清水実験材料	毎週金曜日	火曜日午後5時
北山ラベス	片山化学	毎週月曜日	前々週月曜日午後5時

III サル、イヌ、ブタ等の入手・搬入方法

- (1) 入手にあたっては、関連法令に特に留意の上、あらかじめ担当の施設職員と協議する。
- (2) サル、イヌを入手する場合には合目的的に生産され、微生物モニタリング成績もしくは感染症検査成績の添付された動物あるいはこれに準じた扱いを受けたと自然生命科学支援センター動物資源部門鹿田施設長が認めた動物以外、一切、搬入することはできない。
- (3) 特に、サル、イヌを入手する場合には自治体及びその関連組織から入手した動物は施設に搬入できない。
- (4) 搬入は職員が行う。
- (5) 利用者はケージの位置を勝手に変更したり、自分の動物以外の動物に無断で接触したりしてはならない。
- (6) サル、イヌ、及びブタ等の家畜を搬入する場合には以下に示した法令の規制を受ける。

動物種	関連法令	国・地方自治体への登録
生きた哺乳動物	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する法律施行規則	
サル	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 動物の愛護及び管理に関する法律	ニホンザル：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく、特定動物（危険な動物の飼養・管理）許可 カニクイザル：特定外来生物法に基づく飼養・管理許可
ブタ	家畜伝染病予防法	家畜保健衛生所への飼養状況届出
イヌ	狂犬病予防法	狂犬病予防法に基づく、生後91日齢を超える場合の登録。狂犬病予防ワクチンの接種。

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設における 4階・5階（SPFバリア区域）の利用手引き

1 対象となる動物

- (1) 岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設（以下、「施設」という。）4階・5階飼育室（以下、「SPFバリア区域」という。）の飼育対象動物はマウスである。
- (2) 搬入に当たっては動物実験計画書が承認済かつ施設のSPF基準を満たした動物でなければならない。

2 SPFバリア区域への出入り

- (1) SPFバリア区域への出入りは、動物への病原微生物感染防止のためSPFバリア区域利用者及び施設の職員（以下、「職員」という。）等に限定する。
- (2) 4階・5階SPFバリア区域には利用者用エレベーターで移動する。各階エレベーターホールで専用の履物に履き替え、その後、以下の手順で入室する。
 - ① 指静脈認証端末で認証処理を行い、予防衣等着脱室に入室する。
 - ② SPFバリア区域内に持ち込む物品がある場合、表面にソフト酸化水を噴霧した後、パスボックスに入れる。
 - ③ 備え付けの石鹼で手を洗う。
 - ④ 指定の予防衣、キャップ、マスク及びグローブを着用し、使用台帳に日付・所属・氏名及び予防衣使用数を記入する。
 - ⑤ 備え付けのソフト酸化水でグローブ及び足元（スリッパの裏）を消毒する。
 - ⑥ SPFバリア区域側の扉から入室する。
 - ⑦ パスボックスから物品を取り出す。
- (3) 退出するときはSPFバリア区域廊下から予防衣等着脱室に入室し以下の手順でおこなう。
 - ① 予防衣、キャップ、マスク及びグローブを所定のゴミ箱へ捨てる。
 - ② 備え付けの石鹼で手を洗う。
 - ③ 指静脈認証端末で認証処理を行い、エレベーターホールに退出する。
 - ④ 履物を脱いで所定の棚に戻す。
- (4) SPFバリア区域とその他の区域を同じ日に利用したい場合は、必ずSPFバリア区域での作業を済ませてからその他の区域へ移動する。
- (5) 前項の定め反した場合、利用を制限する場合がある。
- (6) できうる限り同じ日のSPFバリア区域への出入りの回数は少なくする。

3 物品の持ち込み

- (1) オートクレーブ可能なものは、使用前日午前中までに担当の職員に依頼する。

- (2) それ以外のものは、表面にソフト酸化水を噴霧した後、パスボックスに入れる。
- (3) 物品の持ち込みは必要最低限のものにする。施設内で保管する場合は、割り当てられた場所に整理整頓しておく。また、必ず清潔な状態に保つ。
- (4) 割り当てられた場所に入らない大型物品の施設内保管については別の定めに従う。
- (5) 要冷蔵物品は各階冷蔵庫に保管できる。物品には必ず所属・氏名等を明記しなければならない。
- (6) 毒劇物及び要冷凍物品の保管はできない。
- (7) 割り当てられた場所以外での保管、長期間の放置、乱雑な保管、不衛生、無記名等、不適切な保管状態の場合、施設長の判断で当該物品を廃棄する場合がある。

4 動物の搬入・搬出

- (1) 動物を搬入するときには、その都度、収容する飼育室、ケージ数等を担当の職員に相談する。
- (2) 動物の搬入は職員が行う。
- (3) 動物の死亡時、実験終了による殺処分又は動物を施設から持ち出す場合は、搬出届に必要事項を記入し提出する。殺処分した動物は、ビニール袋等に入れ、固く口を縛り、提札に教室名・氏名・動物種・匹数を記載したものを付け、各階の冷凍庫に入れる。
- (4) 職員が死体を発見した場合、利用者へ連絡を行う。利用者はできるだけ速やかに死体を処理する。
- (5) S P F バリア区域外に持ち出した動物を再度 S P F バリア区域に搬入することはできない。

5 実験室

- (1) 実験動物への処置は、原則として実験室を使用する。廊下、使用済み物品・処分動物保管室で行ってはならない。但し、以下に示す処置は飼育室内で行うことができる。
 - ①経口・皮下・腹腔内投与
 - ②個体識別のためのイヤーパーチ・タグ装着（麻酔を使用する場合は除く）
 - ③テールカット（麻酔を使用する場合は除く）
 - ④体重測定
- (2) 代謝ケージを用いた蓄尿実験については別に指定する実験室で行うものとする。
- (3) 実験室を利用するときには、あらかじめ施設ホームページから予約を行う。
- (4) 実験室は共通で使用する場所なので、整理整頓を心がける。実験終了時には実験台を清拭しておく。また、作業中落とした床敷き、糞等は各自で必ず清掃を行う。体重計、麻酔器、及び水道を使用した場合も各自で必ず清掃を行う。
- (5) ゴミは必ず分別して所定のゴミ箱に捨てる。特に注射針、メスの刃など鋭利なものは確実に指定のゴミ箱に捨てる。
- (6) 施設内の空調は各扉を閉じた状態でバランスが取れるよう設定されているため、実験室の扉の解放は必要最小限にする。

(7) 共同利用機器を破損させた場合は必ず職員に報告する。

6 飼育管理等

(1) ケージ交換は原則として職員が行う。利用者が交換を行うことを希望する場合にはあらかじめ担当職員に連絡、相談する。

(2) 餌、水（自動給水）の管理は原則として職員が行う。絶食、特殊飼料等を希望する場合は、あらかじめ担当の職員に連絡、相談し、実施中は飼育カードにその旨を記載し分かるようにする。

(3) 使用済みのケージは、原則として指定の回収専用棚まで利用者が運ぶ。

(4) 飼育に使用する器具及び機材類は原則として施設が準備し、洗浄・消毒・滅菌を行う。

(5) 施設から飼育器具及び機材類を持ち出すことを原則として禁止する。

(6) 実験用物品を含む特殊な飼育器具・機材類は利用者が用意する。

(7) 各飼育室は $23^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ に空調されているので、入出時の扉の開放は最小限度にする。

(8) 職員による実験補助は原則として行わない。

(9) 実験上、繁殖を行う必要がある場合は、原則として利用者が行う。

(10) 繁殖を行う場合、利用者は少なくとも週に一度は動物の状況を確認、繁殖記録を作成する等の管理をしなければならない。

(11) 原則として1ケージ内での出産は1腹のみとする。

(12) 無用の繁殖を防ぐため、原則として妊娠確認後は雄マウスを別居させる。

(13) 離乳は生後1カ月までに行う。各飼育室に掲示してある繁殖カレンダーの指定日（生後21日齢）までに離乳する動物の情報を、定められた書式で施設に報告する。

(14) 動物福祉及び病原微生物感染防止の観点から1ケージあたりの最大収容頭数は5頭とする。

(15) 離乳の未対応や多頭飼育が確認された場合の対応は以下の通りとする。

① 離乳が行われず生後1か月を過ぎた場合利用者へ連絡を行う。

② その後1週間対応がなければ再連絡を行う。

③ 再連絡から2日後（土日祝を除く）の午前9時に未対応であれば、施設の判断で利用者の了承を得ず別居や離乳を行う。

(16) 長期管理を怠っている場合、施設長の判断で繁殖を停止させる場合がある。

7 夜間利用及び動物の逃亡

(1) 各飼育室は自動的に照明の入切（8:00点灯、20:00消灯）が行われる。消灯後入室する場合はセンサーにより自動で照明が点灯する。消灯後の入室は動物の明暗サイクルを乱し、実験に影響を与えるため、極力避ける。

(2) 動物が逃亡した場合は必ず職員に連絡をする。なお、逃亡した動物を捕獲した場合は原則安楽死処分を行う。

大型機器及び消耗品等の搬入並びに取扱いについて

- (1) 大型機器の持ち込みについては次の各号のいずれかに従うものとする。持込の可否については、施設専任教員が現物確認を行うものとする。
 - ①使用する毎に持込・持出をする。
 - ②共同利用機器として管理を施設に移管する。ただし、共同利用に適合する機器のみを対象とする。
 - ③スペースチャージを課し、施設の差配で保管を行う。
- (2) 前項各号の定めにより施設に機器を搬入する場合は「機器類搬入願」(様式5号)に必要事項を記入し、受付・事務室に提出する。
- (3) 簡単な解剖器具及び少量の注射器具類等の消耗品は、特に届け出なくても搬入することができる。
- (4) 前項の器具及び消耗品の施設内での保管は、施設が研究グループ毎に用意するスペースにおいてのみできる。
- (5) 医用外毒劇物の施設内での保管はできない。
- (6) 施設内に持ち込んだ器具、消耗品等の維持・管理は利用者が行い、所属と氏名、使用期限を明記しなければならない。
- (7) 所属、氏名の明記されないもの、長期にわたり放置されていると認められるものについては施設長の判断により廃棄する場合がある。

動物の施設外への持出し及び飼育器材の貸出について

- (1) 施設外に動物を持ち出す場合は、飼育ケージから各階に用意してある専用の箱に動物を移しかえた後、以下の点について必ず確認しなければならない。
 - ①蓋を確実に閉め容易に開かないことを確認する。
 - ②さらに蓋を備え付けのテープで留め、動物が逸走しないよう十分な対策する。
- (2) (1)で使用した箱は用が済み次第、各自で洗浄後、速やかに所定の場所まで返却しなければならない。
- (3) 施設外に持ち出した動物の施設への再搬入はできない。
- (4) 飼育ケージ、給水瓶等、飼育器材の貸出は原則として行わない。
- (5) 施設外で動物を一時保管する場合、必要な飼育器材は実験実施者が用意するものとする。

ラット・スナネズミにX線照射を行う場合の手引き

- (1) 承認済動物実験計画書を元に施設の職員（以下、「職員」という。）と事前に打ち合わせを行う。
- (2) 初回使用前に必ずX線照射装置の操作方法について説明を受けなければならない。
- (3) 実験実施日までにX線照射装置室の使用予約、特殊機器室使用願の提出を行い、受付・事務室でカギの貸与を受ける。
- (4) 実験実施当日、照射実験終了後まで、ラットおよびスナネズミ飼育区域（以下3階）に立ち入ってはならない。
- (5) (4) の定めに反して照射実験終了前に3階に立ち入った場合、当日の照射実験実施はできないものとする。
- (6) 動物は3階飼育室もしくは実験室においてX線照射装置用ホルダーに入れ、さらにホルダーを箱に入れた状態で運搬する。
- (7) 動物は実験が終了し、3階飼育室もしくは実験室に戻すまで、ホルダーから出してはならない。また移動中はホルダーを箱から出してはならない。
- (8) 飼育室からX線照射装置室までの動物の移動は職員が行う。
- (9) 実験者はX線照射装置室内で職員から動物を受け取り、実験を実施する。
- (10) 照射終了後はホルダーを箱に入れ、実験者が3階に持ち帰る。
- (11) ホルダーは糞尿を水洗し、指定の場所に返却する。
- (12) 実験実施当日に時間を置いて複数回の照射を実施する場合、実験者は(9) 終了後、ホルダーを箱に入れ職員に手渡す。
- (13) 職員は3階飼育室に動物を移動させ時間まで保管する。
- (14) (6) ～ (9) の手順を繰り返す。
- (15) 実験実施可能時間は職員の勤務時間内に限定する。
- (16) 実験終了後は職員に終了報告を行い、カギを受付に返却する。
- (17) 不明点は職員に問い合わせ、その指示に従う。

動物由来以外の対象物にX線照射を行う場合の手引き

- (1) 実験者は照射対象の由来を明らかにし、施設の職員（以下、「職員」という。）と事前に打ち合わせを行う。実験計画書がある場合は提出する。
- (2) 初回使用前に必ずX線照射装置の操作方法について説明を受けなければならない。
- (3) 実験実施日までにX線照射装置室の使用予約、「特殊機器室使用願」（様式6号）の提出を行い、受付・事務室でカギの貸与を受ける。
- (4) 実験実施当日、照射実験終了後まで、施設外で飼育されている動物に接触（飼育室に立ち入ることも含む）してはならない。
- (5) (4) の定めに反した場合、当日の照射実験実施はできないものとする。

- (6) 照射対象物は密封できる容器に入れて施設に持ち込む。また、容器は施設内では開封してはならない。
- (7) 動物実験を行わない場合は照射後、施設内で実験をしたり、飼育室に立ち入ってはならない。
- (8) 実験終了後にカギを受付・事務室に返却する。
- (9) 不明点は職員に問い合わせ、その指示に従う。

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設における 西棟3階（SPFバリア区域）の利用手引き

1 対象となる動物

- (1) 岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設（以下、「施設」という。）3階飼育室（以下、「SPFバリア区域」という。）の飼育対象動物はラットである。
- (2) 搬入に当たっては動物実験計画書が承認済みかつ施設のSPF基準を満たした動物でなければならない。

2 SPFバリア区域への出入り

- (1) SPFバリア区域への出入りは、動物への病原微生物感染防止のためSPFバリア区域利用者及び施設の職員（以下、「職員」という。）等に限定する。
- (2) 3階SPFバリア区域には利用者用エレベーターで移動する。各階エレベーターホールで専用の履物に履き替え、その後以下の手順で入室する。
 - ① 指静脈認証端末で認証処理を行い、予防衣等着脱室に入室する。
 - ② SPFバリア区域内に持ち込む物品がある場合、表面にソフト酸化水を噴霧した後、パスボックスに入れる。
 - ③ 備え付けの石鹸で手を洗う。
 - ④ 指定の予防衣、キャップ、マスク及びグローブを着用し、使用台帳に日付・所属・氏名及び予防衣使用数を記入する。
 - ⑤ 備え付けのソフト酸化水でグローブ及び足元（スリッパの裏）を消毒しグローブを着用する。
 - ⑥ SPFバリア区域側の扉から入室する。
 - ⑦ パスボックスから物品を取り出す。
- (3) 退出するときはSPFバリア区域廊下から予防衣等着脱室に入室し以下の手順でおこなう。
 - ① 予防衣、キャップ、マスク及びグローブを所定のゴミ箱へ捨てる。
 - ② 備え付けの石鹸で手を洗う。
 - ③ 指静脈認証端末で認証処理を行い、エレベーターホールに退出する。
 - ④ 履物を脱いで所定の棚に戻す。
- (4) SPFバリア区域とその他の区域を同じ日に利用したい場合は、必ずSPFバリア区域での作業を済ませてからその他の区域へ移動する。（マウス、ラットを同じ日に使用する場合はマウスを優先する。）
- (5) 前項の定めにした場合、利用を制限する場合がある。
- (6) できうる限り同じ日のSPFバリア区域への出入りの回数は少なくする。

3 物品の持ち込み

- (1) オートクレーブ可能なものは、使用前日午前中までに担当職員に依頼する。
- (2) それ以外のものは、表面にソフト酸化水を噴霧した後、パスボックスに入れる。
- (3) 物品の持ち込みは必要最低限のものにする。施設内で保管する場合は、割り当てられた場所に整理整頓し、必ず清潔な状態に保つこと。
- (4) 割り当てられた場所に入らない大型物品の施設内保管については別の定めに従う。
- (5) 要冷蔵物品は各階冷蔵庫に保管できる。物品には必ず所属・氏名等を明記しなければならない。
- (6) 毒劇物及び要冷凍物品の保管はできない。
- (7) 割り当てられた場所以外での保管、長期間の放置、乱雑な保管、不衛生、無記名等、不適切な保管状態の場合、施設長の判断で当該物品を廃棄する場合がある。

4 動物の搬入・搬出

- (1) 動物を搬入するときには、その都度、収容する飼育室、ケージ数等をSPFバリア区域担当の職員に相談する。
- (2) 動物の搬入は職員が行う。
- (3) 動物の死亡時、実験終了による殺処分又は動物を施設から持ち出す場合は、搬出届に必要な事項を記入し提出する。
 - ① 殺処分した動物はビニール袋等に入れ、提札に教室名・氏名・動物種・匹数を記載したものを付け、固く口を縛り各階の冷凍庫に入れる。
 - ② 動物を施設から持ち出す場合は、専用の輸送箱を使用する。さらに蓋を備え付けのテープで留め、動物が逸走しないよう十分な対策をする。使用後の輸送箱は各自洗浄後、速やかに施設1階の所定の場所へ返却する。
- (4) 職員が死体を発見した場合、利用者へ連絡を行う。利用者はできるだけ速やかに死体を処理する。
- (5) SPFバリア区域外に持ち出した動物を再度SPFバリア区域に搬入することはできない。

5 実験室

- (1) 実験動物の処置は、原則として実験室を使用する。廊下、使用済み物品・処分動物保管室で行ってはならない。但し、以下に示す処置は飼育室内で行うことができる。
 - ① 経口・皮下・腹腔内投与
 - ② 個体識別のためのイヤーパーチ・タグ装着（麻酔を使用する場合は除く）
 - ③ テールカット（麻酔を使用する場合は除く）
 - ④ 体重測定
- (2) 実験室を利用するときには、あらかじめ施設ホームページから予約を行う。
- (3) 実験室は共通で使用する場所であるため、整理整頓を心がける。実験終了時には実験台を清拭し、作業中落とした床敷き、糞等は各自で必ず清掃を行う。体重計、麻酔器、

及び水道を使用した場合も各自で必ず清掃を行う。

- (4) ゴミは必ず分別して所定のゴミ箱に捨てる。特に注射針、メスの刃など鋭利なものは確実に指定のゴミ箱に捨てる。
- (5) 施設内の空調は各扉を閉じた状態でバランスが取れるよう設定されているため、実験室の扉の解放は必要最小限にする。
- (6) 共同利用機器を破損させた場合は必ず職員に報告する。

6 飼育管理等

- (1) ケージ交換は原則として職員が行う。利用者が交換を行うことを希望する場合にはあらかじめ担当職員に連絡、相談する。
- (2) 餌、水（自動給水）の管理は原則として職員が行う。絶食、特殊飼料等を希望する場合は、あらかじめ担当の職員に連絡、相談し、実施中は飼育カードにその旨を記載し分かるようにする。
- (3) 使用済みのケージは、原則として指定の回収専用棚まで利用者が運ぶ。
- (4) 飼育に使用する器具及び機材類は原則として施設が準備し、洗浄・消毒・滅菌を行う。
- (5) 施設から飼育器具及び機材類を持ち出すことを原則として禁止する。
- (6) 実験用物品を含む特殊な飼育器具・機材類は利用者が用意する。
- (7) 各飼育室は $23^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ に空調されているので、入出時の扉の開放は最小限にする。
- (8) 職員による実験補助は原則として行わない。
- (9) 実験上、繁殖を行う必要がある場合は、原則として利用者が行う。
- (10) 繁殖を行う場合、利用者は少なくとも週に一度は動物の状況を確認、繁殖記録を作成する等の管理をしなければならない。
- (11) 原則として1ケージ内での出産は1腹のみとする。
- (12) 無用の繁殖を防ぐため、原則として妊娠確認後は雄ラットを別居させる。
- (13) 離乳は生後1カ月までに行う。各飼育室に掲示してある繁殖カレンダーの指定日（生後21日齢）までに離乳する動物の情報を、定められた書式で施設に報告する。
- (14) 動物福祉及び病原微生物感染防止の観点から1ケージあたりの最大収容頭数は2頭（仔を除く）とする。
- (15) (11)～(14)の定めを反した場合、施設長の判断で利用者の上承を得ず別居や離乳を行う。
- (16) 長期間管理を怠っている場合、施設長の判断で繁殖を停止させる場合がある。

7 夜間利用及び動物の逃亡

- (1) 各飼育室は自動的に照明の入切（8:00点灯、20:00消灯）が行われる。消灯後入室する場合はセンサーにより自動で照明が点灯する。
- (2) 動物が逃亡した場合は必ず職員に連絡をする。なお、逃亡した動物を捕獲した場合は原則安楽死処分を行う。

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設における 化学暴露実験区域利用手引き

1 目的

この利用手引きは、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設化学暴露実験室及び飼育室の利用にあたり、化学物質の拡散や実験者および被験動物以外の動物への接触を予防するために定めるものである。

2 遵守事項

- (1) 化学暴露実験区域では、飲食、喫煙を行ってはならない。
- (2) 化学暴露実験区域で放射性物質等を取り扱ってはならない。
- (3) 化学暴露実験区域の使用に該当する化学物質を取り扱いにあたっては、拡散防止のために最大限の注意を払わなければならない。

3 利用申し込み方法と利用許可

- (1) 化学暴露実験区域の利用を希望する場合は、同区域の初回利用時に同区域担当職員より利用者説明を受けなければならない。
- (2) 化学暴露実験区域において動物実験を実施するためには、所定の動物実験計画書の承認を必要とし、化学暴露実験区域を利用する者の氏名がこの動物実験計画書に動物実験責任者もしくは動物実験実施者として記載されていなければならない。当該実験が遺伝子組換え実験にあたる場合は、関係法令および岡山大学組換えDNA実験安全管理規則に基づいて組換えDNA実験計画の承認を受けなければならない。

4 化学暴露実験区域への立ち入り

- (1) 更衣室で所定の履き物に履き替え、予防衣、マスク、キャップ、手袋を着用し、実験室・飼育室に移動する。「清浄区域→汚染区域」という標準作業動線に基づき、化学暴露実験区域への立ち入りは、施設の3階フロアの他の部屋への立ち入りをすべて済ませた後とする。
- (3) 用務終了後は、化学暴露実験室のダストボックスに使用済みの手袋を廃棄し、新しい手袋を着用して退出する。

5 化学暴露飼育室の利用方法

- (1) 飼育室の利用の際には、受付でカギの貸与を受ける。
- (2) 飼育室を使用した者は、後の利用者の使用に支障を及ぼさないように、片付けと清掃をしなければならない。
- (3) 飼育室に動物を搬入する場合は、あらかじめ受付・事務室に「動物購入・搬入願」(様式2号)の書類を提出する。
- (4) 施設を通さない動物の搬入・受け入れはできない。
- (5) 動物の搬入は、職員がおこなう。
- (6) 給餌・給水は利用者がおこなう。
- (7) ケージ交換はドラフトを用いて利用者がおこなう。使用済ケージは実験室に置いている滅菌缶または滅菌対応袋に入れる。ケージ、給水ビン、飼料、床敷は施設が用意するものを使用するが、必要に応じて利用者が用意するものを使用することもできる。

- (8) ドラフトは使用後に水で洗浄する。
- (9) 飼育ラックはソフト酸化水と雑巾で清掃する。使用した雑巾は、使用済ケージ用の実験室に置いている滅菌缶または滅菌対応袋に入れる。
- (10) 死体の回収は利用者が行う。動物が死亡したとき、もしくは安楽死処分をしたときは、定められた書式で施設に報告する。殺処分した動物は、ビニール袋等に入れ、固く口を縛り、提札に教室名・氏名・動物種・匹数を記載したものを付け、一時保管専用の冷凍庫内に保管する。化学物質が暴露された動物の場合は袋を二重にし、化学物質の拡散防止につとめる。
- (11) 給餌・給水・ケージ交換・死亡した動物の処分等、利用者が行う作業を職員が代行して行う場合は、有料とし、利用料金表に準じた取り扱いとする。
- (12) 管理を怠っている場合、施設長の判断で飼育を停止させる場合がある。

6 化学暴露実験室の利用方法

- (1) 化学暴露実験室は常に清潔に保たなければならない。
- (2) 化学暴露実験室は共用スペースとし、実験室の利用の際には事前に予約をしなければならない。
- (2) 化学暴露実験室の利用の際には、受付でカギの貸与を受ける。
- (3) 化学暴露実験室を使用した者は、後の利用者の使用に支障を及ぼさないように、片付けと清掃をしなければならない。
- (4) 化学物質を投与した動物からの血液、臓器採取等の作業等、エアロゾルが発生するおそれのある作業は、ドラフトを使用して行う。
- (5) 実験に使用した廃液は、水道及びドラフトの排水溝に流してはならない。「岡山大学廃液管理の手引き」に従い回収する。
- (6) 化学物質が付着したゴミは、備え付けのポリ袋に入れ、密封してからゴミ箱に捨てる。
- (7) 実験室内の機器類が正常に機能しているかどうか常に注意を払い、何らかの異常を発見した場合は、ただちに施設の職員に通報する。
- (8) ドラフトは使用後に水で洗浄し、実験台はソフト酸化水と雑巾で清掃する。
- (9) 実験室の流しやドラフトの排水溝に動物の組織等を流してはならない。流れた場合は回収し、備え付けのポリ袋に入れ、密封してから一時保管専用の冷凍庫内に保管する。

7 緊急事態の対応

- (1) 停電が発生したときは、直ちに実験を中止し、復旧するまで待機すること。
- (2) 実験室内で火災が発生したときは、備え付けの消火器により消火する。また、消火できないときまた他からの延焼の恐れがある場合には、できるだけ危険防止に配慮した上で、速やかに退去する。
- (3) 実験中に地震の揺れを感じた場合は、直ちに実験を中止し、揺れが収まるまで待機する。ガスバーナーなど火気の使用はただちに中止する。震度5以上であった場合は、実験室、空調機、給排気配管、備品類の構造及び機能に異常がないことを確認した後でなければ、使用を再開することができない。
- (4) 化学物質に接触した場合は、化学暴露実験室にある緊急用シャワー及び洗眼器を用いて化学物質を洗い落とす。必要に応じて病院を受診する。

8 報告義務

化学物質等の飛散・溢出、化学物質を投与した動物の逃亡、ドラフトをはじめとして安全を確保するための機器の破損などの場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設 中型動物実験区域利用手引き

1 目的

この利用手引きは、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設中型動物実験区域の利用にあたって、人獣共通感染症の防止および他の動物への感染を予防するために定めるものである。

2 遵守事項

- (1) 中型動物実験区域の利用許可を受けた者（以下、「利用者」という。）以外の者は、同区域に立ち入ることはできない。
- (2) 利用者であっても、あらかじめ指定された実験室・飼育室以外の場所に立ち入ることはできない。
- (3) 中型動物実験区域では、飲食、喫煙を行ってはならない。
- (4) 中型動物実験区域で放射性物質等を取り扱ってはならない。
- (5) 中型動物を実験に使用するにはあたっては、逸走や咬傷事故の防止のために最大限の注意を払わなければならない。

3 利用申し込みと利用許可

- (1) 中型動物実験区域の利用を希望する場合は、同区域の利用登録に先立って、同区域の担当職員より利用者研修を受けなければならない。
- (2) 中型動物実験区域において動物実験を実施するためには、前項の利用許可とともに、所定の動物実験計画書の提出と承認を必要とし、中型動物実験区域を利用する者の氏名がこの動物実験計画書に動物実験責任者もしくは動物実験実施者として記載されていなければならない。当該動物実験が遺伝子組換え実験にあたる場合は、関係法令および岡山大学組換え DNA 実験安全管理規則に基づいて組換え DNA 実験計画書の承認を受けなければならない。

4 実験室（手術室）の利用

- (1) 実験室（手術室）は共用スペースとし、利用の際には事前に予約をしなければならない。
- (2) 特殊機器室の利用の際には、事前予約の上で「特殊機器室使用願」（様式6号）を提出し、カギの貸与を受ける。
- (3) 実験室（手術室）を使用した者は、後の利用者の使用に支障を及ぼさないように、片付けと清掃をしなければならない。
- (4) 飼育室に動物を搬入する場合は、あらかじめ受付・事務室に「動物購入・搬入願」（様式2号）の書類を提出する。
- (5) 施設を通さない動物の購入、受け入れはできない。

- (6) 動物の搬入は、職員がおこなう。
- (7) 給餌・給水は、職員がおこなう。
- (8) 動物が死亡したとき、もしくは安楽死処分をしたときは、「動物の搬出および処分届出書」（様式4号）を提出するとともに、一時保管専用の冷凍庫内に保管する。

5 中型動物実験区域への立ち入り

- (1) 「清浄区域→汚染区域」という標準作業動線に基づき、中型動物実験区域への立ち入りは、感染実験区域以外の施設の他のフロアへの立ち入りをすべて済ませた後とする。
- (2) 中型動物実験区域入口の認証端末に登録した一指を挿入し、電子錠を開錠して中に入る。
- (3) 所定の履き物に履き替え、予防衣、ガウン、マスク、キャップ、手袋等を廃棄し、退出する。

6 緊急事態の対応

- (1) 停電の場合は直ちに実験を中止し、復旧するまで待機すること。
- (2) 実験室内で火災が発生したときは、備え付けの消火器により消火する。また消火できないとき、また他からの延焼の恐れがある場合には、できるだけ危険防止に配慮した上で、速やかに退去する。
- (3) 実験中に地震の揺れを感じた場合は、直ちに実験を中止し、揺れが収まるまで待機する。ガスバーナーなど火気の使用はただちに中止する。震度5以上であった場合は、実験室、空調機、給排気配管、備品類の構造及び機能に異常がないことを確認した後でなければ、使用を再開することができない。

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設における 感染実験区域利用手引き

1 目的

この利用手引きは、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設感染実験区域の利用にあたって、病原微生物の拡散や実験者および被験動物以外の動物への感染を予防するために定めるものである。

2 遵守事項

- (1) 感染実験区域の利用許可を受けた者（以下、「利用者」という。）以外の者は、感染実験区域に立ち入ることはできない。
- (2) 利用者であっても、あらかじめ指定された実験室・飼育室以外の場所に立ち入ることはできない。
- (3) 感染実験区域では、飲食、喫煙を行ってはならない。
- (4) 感染実験区域で放射性物質等を取り扱ってはならない。
- (5) 病原微生物等を取り扱うにあたっては、拡散防止のために最大限の注意を払わなければならない。

3 利用申し込み方法と利用許可

- (1) 感染実験区域の利用を希望する場合は、同区域の利用登録に先立って、同区域担当職員より利用者研修を受けなければならない。
- (2) 感染実験区域において動物実験を実施するためには、所定の動物実験計画書の提出と承認を必要とし、感染実験区域を利用する者の氏名がこの動物実験計画書に動物実験責任者もしくは動物実験実施者として記載されていなければならない。当該実験が遺伝子組換え実験にあたる場合は、関係法令および岡山大学組換えDNA実験安全管理規則に基づいて組換えDNA実験計画書の承認を受けなければならない。

4 実験室・飼育室の利用

- (1) 実験室・飼育室は共用スペースとし、利用の際には事前に予約をしなければならない。
- (2) 特殊機器室（IVIS室）の利用の際には、事前予約の上で特殊機器室使用願を提出し、カギの貸与を受ける。
- (3) 実験室を使用した者は、後の利用者の使用に支障を及ぼさないように、片付けと清掃をしなければならない。
- (4) 飼育室に動物を搬入する場合は、あらかじめ受付・事務室に「動物購入・搬入願」（様式2号）の書類を提出する。
- (5) 施設を通さない動物の搬入・受け入れはできない。
- (6) 動物の搬入は、職員がおこなう。
- (7) 給餌・給水は利用者がおこなう。
- (8) ケージ交換は利用者がおこない、使用済ケージは滅菌室に出す。職員はオートクレーブによる不活化処理を施した上でケージを洗浄し、床敷を入れ、オートクレーブ処理をした後、所定の場所に保管する。ケージ、給水ビン、飼料、床敷は施設が用意するものを使用するが、必要に応じて利用者が用意するものを使用することもできる。
- (9) 動物が死亡したとき、もしくは安楽死処分をしたときは、「動物の搬出および処分届出

書」(様式4号)を提出する。殺処分した動物は、ビニール袋等に入れ、固く口を縛り、提札に教室名・氏名・動物種・匹数を記載したものを付け、一時保管専用の冷凍庫内に保管し、後日、施設の職員がオートクレーブによる不活化処理を行う。

(10) 給餌・給水・ケージ交換・死亡した動物の処分等、利用者が行う作業を職員が代行して行う場合は、有料とし、利用料金表に準じた取り扱いとする。

(11) 管理を怠っている場合、施設長の判断で飼育を停止させる場合がある。

5 感染実験区域への立ち入り

(1) 「清浄区域→汚染区域」という標準作業動線に基づき、感染実験区域への立ち入りは、施設の他のフロアへの立ち入りをすべて済ませた後とする。

(2) 感染実験区域入口の認証端末に登録した一指を挿入し、電子錠を開錠して玄関に入る。

(3) 玄関で所定の履き物に履き替え、黄色の予防衣、マスク、キャップを着用し、目的の実験室・飼育室に移動する。

(4) 感染実験区域への立ち入りは可能な限り少人数に抑えることとし、たとえ利用者であっても、実験室・飼育室に直接無関係の者は立ち入ることができない。

(5) 用務終了後は、ダストボックスに使用済みの予防衣、ガウン、マスク、キャップ、手袋等を廃棄し、退出する。

6 BSL2 実験室の利用方法

(1) BSL2 実験室は常に清潔に保たなければならない。

(2) エアロゾルが発生するおそれのある作業は、安全キャビネットを使用して行う。

(3) 病原体を接種した動物のうち、感染性のある病原微生物を排出するおそれのある動物は、アイソレーションラックで飼育しなければならない。

(4) 動物のケージ交換等の管理は、利用者が行う。ケージ交換の際は、床敷の下などに動物が残っていないかを確実に確認する。

(5) BSL2 実験室に機器・物品を持ち込む場合は、あらかじめ「機器類搬入願」(様式5号)に所定の事項を記入し承認を受ける。持ち込みはソフト酸化水噴霧など適切な消毒措置を講じた上でおこなう。

(6) 実験終了後の動物死体、ケージ、使用した器具類、動物の排泄物等、病原微生物で汚染された可能性のある物品は、オートクレーブによって適切な滅菌を行った後でなければ、感染実験区域から搬出してはならない。

(7) 安全キャビネット、アイソレーションラックのフィルターユニット等、実験室内の機器類が正常に機能しているかどうか常に注意を払い、何らかの異常を発見した場合は、ただちに施設の職員に通報する。

(8) 実験処置、ケージ交換等の作業が終了した後、実験台、ラック、安全キャビネット内にアルコールを噴霧して消毒する。安全キャビネットは、使用前後にそれぞれUV照射を15分以上実施する。

7 BSL3 の利用方法

(1) BSL3 実験室は常に清潔に保たなければならない。

(2) 前室においてBSL3 実験室利用記録簿に入室日時、所属、氏名、用務内容を記載した後エアロック室に入り、ドアを閉めた後、実験室手前で所定の履き物に履き替えて入

室する。

- (3) エアロゾルが発生するおそれのある作業は、安全キャビネットを使用して行う。
- (4) 病原体を接種した動物のうち、感染性のある病原微生物を排出するおそれのある動物は、アイソレーションラックで飼育しなければならない。
- (5) 動物のケージ交換等の管理は、利用者が行う。ケージ交換の際は、床敷の下などに動物が残っていないかを確実に確認する。
- (6) B S L 3 実験室に機器・物品を持ち込む場合は、あらかじめ「機器類搬入願」(様式 5 号) に所定の事項を記入し承認を受ける。持ち込みはソフト酸化水噴霧など適切な消毒措置を講じた上でおこなう。
- (7) 実験終了後の動物死体、ケージ、使用した器具類、動物の排泄物等、病原微生物で汚染された可能性のある物品は、オートクレーブによって適切な滅菌を行った後でなければ、B S L 3 実験室から搬出してはならない。
- (8) 安全キャビネット、アイソレーションラックのフィルターユニット等、実験室内の機器類が正常に機能しているかどうか常に注意を払い、何らかの異常を発見した場合は、ただちに施設の職員に通報する。
- (9) 実験処置、ケージ交換等の作業が終了した後、実験台、ラック、安全キャビネット内にアルコールを噴霧して消毒する。安全キャビネットは、使用前後にそれぞれ UV 照射を 15 分以上実施する。

8 共用部分の利用方法

- (1) オートクレーブの運転は、原則として施設職員がおこなう。
- (2) 廊下に床敷、飼料などの物品を置いてはならない。
- (3) 感染実験区域にやむを得ず機器・物品を保管する必要がある場合は、実験室・飼育室内に放置せず、専用の保管棚もしくは施設職員から指定された場所に整理整頓して保管する。なお、機器・物品の保管は有料とし、実験室・飼育室使用料金に準じた取り扱いとする。

9 病原微生物、感染動物など感染性試料および廃棄物の取り扱い

- (1) 感染性試料に触れた器材を感染実験区域から持ち出す場合は、必ずオートクレーブなど適切な方法により滅菌をしなければならない。なお、ホルマリンガス滅菌は有料とし、利用料金表に準じた取り扱いとする。
- (2) 感染実験に用いる病原微生物等を感染実験区域に持ち込む場合は、必ず密封容器に入れ、さらにケースに入れるなどして、拡散を防ぐ。また容器の最も外側に「取り扱い注意」と表示するものとする。
- (3) 病原微生物を感染させた動物からの血液、臓器採取等の作業は、原則として安全キャビネット内で行う。
- (4) 万一、感染性試料の溢出等で安全キャビネット内を汚染した場合は、すみやかに施設の職員に連絡するとともに、次の区分によって処理する。
 - ① 汚染が少量の場合は、汚染面のみならず安全キャビネット内面全部にアルコールその他適切な消毒薬のスプレーを行い、消毒する。
 - ② 汚染が多量であり、濃厚及び広範囲におよんだ場合は、直ちに実験作業を中止し、施設長に届け出た後、ホルマリン燻蒸など適切な方法により滅菌を行わなければならない。

- (5)他の研究施設へ輸送するなどの目的で、感染性試料等を感染実験区域から搬出する必要があるときは、必ず施設職員に届け出た上、実験室内でバイアルなどに確実に密封し、表面をアルコールその他適切な消毒薬で消毒した後で搬出する。

10 緊急事態の対応

- (1)停電直ちに実験を中止し、復旧するまで待機すること。
- (2)実験室内で火災が発生したときは、備え付けの消火器により消火する。また、消火できないときまた他からの延焼の恐れがある場合には、できるだけ危険防止に配慮した上で、速やかに退去する。
- (3)実験中に地震の揺れを感じた場合は、直ちに実験を中止し、揺れが収まるまで待機する。ガスバーナーなど火気の使用はただちに中止する。震度5以上であった場合は、実験室、空調機、給排気配管、備品類の構造及び機能に異常がないことを確認した後でなければ、使用を再開することができない。

11 報告義務

感染性試料等の飛散・溢出、病原微生物を感染させた動物の逃亡、安全キャビネットをはじめとして安全を確保するための機器の破損などの場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。

岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設における マウス胚凍結及び胚移植業務の利用手引き

1 目的

この利用手引きは、岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設（以下「施設」という。）において下記の目的のために簡易ガラス化法（N. Nakagata et al.）によるマウス胚の凍結保存及び同法で保存されたマウス胚からのマウス個体作製を行うために定めるものである。

- (1) 病原微生物感染やその他の事件・事故等による貴重なマウス系統の本学からの喪失を防ぐ。
- (2) 感染または感染のおそれがあるマウスを施設内で飼育するためSPF化する。
- (3) 施設外で保存された凍結マウス胚・精子からマウスを作製する。

2 利用申込み

- (1) 利用者は、利用申し込みの際に胚凍結あるいは個体作製動物実験計画書の承認を必要とする。
- (2) 利用者は、原則として利用1週間前までに「マウス胚／精子凍結保存依頼書」（様式7号）・「マウス系統情報申告書」（様式8号）に必要事項を記入し、施設2階受付・事務室に提出する。
- (3) 遺伝子組換えマウスの胚及び精子の保存を希望する場合には、当該マウスの実験使用に対して組換えDNA実験安全管理委員会の承認を必要とする。

3 経費及び利用者が準備する動物数とその週齢

- (1) 必要経費は利用者が負担するものとする。
- (2) 利用者は、1系統につき、12～24週齢のオス2頭以上及び6～10週齢のメス10頭以上を準備する。

4 凍結マウス胚を移植した仮親及び新生仔の再搬入及び飼育場所等

- (1) 胚凍結は、1階検疫検査室で行う。
- (2) 胚を移植した仮親及び新生仔の給餌・給水等の飼育管理に関する作業は、施設職員が行う。
- (3) 5階マウス胚移植室で移植した場合、仮親はSPFバリア区域に搬入し飼育する。
- (4) SPFバリア区域で飼育されている仮親および新生仔の飼育等は、SPFバリア区域の利用手引きに準じて取り扱われる。
- (5) 1階検疫検査室で移植した場合、仮親は隔離飼育室に搬入し飼育する。
- (6) 隔離飼育室で飼育されている仮親から産まれた新生仔は、離乳後、本施設SPF基準

に従って、その仮親について微生物学的検査を行う。この検査において施設の搬入条件が満たされた場合に新生仔を所定の飼育室に移動し、利用者に引き渡す。以後は各飼育区域の利用手引きに準じて取り扱われる。

5 注意事項

- (1) 緩慢凍結法で凍結された胚は本業務で融解・移植ができない。
- (2) 系統により体外受精の受精率が異なる。
- (3) 凍結胚は作製後、依頼者が保存をするか有料で施設に保存を依頼するかを選択する。
- (4) 凍結胚および作製したマウスの遺伝的・病原微生物学的品質管理の第一の責は依頼者に帰属する。

岡山大学自然生命科学研究支援センター
動物資源部門鹿田施設利用料金表（内部取引扱）

2023年10月改訂

1 飼育料金

(1) 通常飼育料金（以下の表に基づき算出する。）

げっ歯目動物 ※（1日1ケージあたり※ ¹ ）		げっ歯目動物以外 ※（1日1匹（羽）あたり）	
動物種	飼育料（円）	動物種	飼育料（円）
マウス	50	イヌ	1,000
ラット	82	コモンマーモセット	650
ハムスター	82	カニクイサル	1,000
スナネズミ	82	ニホンザル	1,500
その他げっ歯目動物 （マウスケージ）	50	ブタ・ヤギ	1,250
その他げっ歯目動物 （ラットケージ）	82	ウサギ	300
		モルモット	55
		ヒヨコ （1ヶ月齢未満）	50

※¹ げっ歯目動物のケージあたりの最大収容数は手引きの別項を参照。

【備考】記載がない動物種の収容は、要相談（他の施設で収容できるものがある）。

(2) 特殊実験区域飼育料金・ケージ管理料金（1日1ケージあたり※¹で以下の表に基づき算出する。）

特殊実験区分	マウスケージ（円）	ラットケージ（円）
感染実験区域（BSL2）	75	100
感染実験区域（BSL3）	125	150
化学暴露実験区域※ ²	50	82
その他区域※ ³ 等	75	100

※² 化学暴露実験区域で使用するケージは設置飼育装置専用のディスプレイケージ（実費負担：マウス用 3,400 円、ラット用 4,500 円）を用いる。

※³ 感染実験区域並びに化学暴露実験区域を除いた昼夜逆転実験等、特殊な条件で実施する実験を実施する区域

2 実験室等使用料金

実験室使用料金^{**4**5}は以下の表に従い使用時間を元に積算する。

実験室の名称（室番号）	利用料（円）	備考
感染実験室（1115）（BSL3） 化学暴露実験室（3110）	900 円 / 1h	
感染実験室（1118）（BSL2 セーフティーキャビネット使用料）	600 円 / 1h	
特殊実験室（3103）	600 円 / 1h	
メインウェットラボ・ハーフ（1201）	8,400 円 / 4h	一日あたりの上限を 16,800 円とする。
メインウェットラボ・フル（1201）	36,000 円 / 日	多目的研修室等の利用料を含む。
サブウェットラボ（1202）	16,800 円 / 日	原則として支援業務用スペース、貸与はやむ得ない場合のみ実施。
多目的研修室（1302）	7,200 円 / 2h	メインウェットラボ・フル利用者以外で利用する場合に適用
移植実験室（2201）	18,000 円 / 日	移植細胞調整室の利用料を含む。
移植細胞調整室（2207）	2,400 円 / 4h	一日あたりの上限を 4,800 円とする。
3F ラット実験室（3118） 3F マウス実験室（3122）	条件よる	共用テーブル使用は無料。テーブル専有の場合、テーブル課金制度を適用
マウス特殊飼育室（3104） マウス代謝測定室（3123） 測定機器室（3124）	2,400 円 / 日	飼養保管に関する料金料は別途徴収
X 線 CT 室（2209） ウサギ手術室（3201） マーモセット手術室（3211）	1,800 円 / 4h	一日あたりの上限を 3,600 円とする。
スナネズミ実験室（3202） ハムスター実験室（3210）	条件よる	共用テーブル使用は無料。実験台を専有する場合、実験台スペース料を適用
4F 第二実験室 4F 第三実験室	無 料	実験台の専有は認めない。
4F 第一実験室 4F 第四実験室	条件よる	共用テーブル使用は無料。テーブル専有の場合、実験台スペース料を適用 ^{**4}
4F 代謝ケージ室（4101）	2,400 円 / 日	飼養保管に関する料金料は別途徴収
4F マウス防音室（4122）	4,200 円 / 日	飼養保管に関する料金料は別途徴収
5F 明暗コントロール室（5101） 5F マウス行動観察室（5102）	2,400 円 / 日	飼養保管に関する料金料は別途徴収
5F 特殊機器設置室（5104）	600 円 / 1h	
5F 実験室（5103）	無 料	実験台の専有は認めない。

^{**4} 圧縮空気、吸引、O₂、CO₂ は配管されているガス種に限り無料で使用することができる。

^{**5} 消耗品・測定機器・実験台スペースチャージは別に定める。

3 管理費・測定機器等設置料・実験台スペース料・消耗品保管料

以下の表に従い使用日数の合計から算出する。

項目	利用料 (円)	備考
管理費 (一人当たり)	160 円 / エリア入場	予防衣・マスク・キャップ・グローブ使用料
飼育ケージ貸出料		
マウスケージ 1 個	25 円 / 日	給水ボトル及び床敷等を含まない。
ラットケージ 1 個	55 円 / 日	給水ボトル及び床敷等を含まない。
測定機器等の設置料		
共同利用化する場合 ^{※6}	無 料	別途利用料金を徴収して施設が保守を行う。
共同利用化しない場合	250 円 / 日	作業台基準床面積 0.4m ² (約 63 円 / 0.1m ²)
実験台スペース料	380 円 / 日	実験台基準床面積 0.54m ² (約 60 円 / 0.1m ²)
消耗品保管料 ^{※7}		
中型動物実験室で 1 個目まで	250 円 / 日	原則として専用パレットの使用、 また容積 600L の容器を使用
同上 2 個目以上	750 円 / 日	同上 個数毎を積算
その他の実験区域の実験室 (3103 室・3110 室を除く)	無 料	外形容積 60L 1 個目まで
同上 2 個目以上	630 円 / 日	同上 個数毎を積算
3103 室・3110 室で 1 個まで	130 円 / 日	外形容積 60L 1 個目まで
同上 2 個目以上	630 円 / 日	同上 個数毎を積算

^{※6} 受け入れの可否は、部門長（施設長）が決定する。

^{※7} 消耗品の施設内保管は一研究グループにつき 1 個を原則とし、2 個以上については専任教員（主任者）が可否を判断する。

4 特殊機器・室使用料金（機器使用料金を含む）

(1) X線照射装置、X線撮影装置

内訳	30分あたり利用料	備考
X線照射装置	3,650 円	「特殊機器室使用願」には、30分単位で使用時間を記載する。
X線撮影装置	1,820 円	「特殊機器室使用願」には、30分単位で使用時間を記載する。

(2) 小動物用 X 線 CT 装置

内 訳	料金 / 1時間	備 考
小動物用 X 線 CT 装置本体	15,400 円	3F マウス・ラット飼育・実験区域に設置
ワークステーション	1,000 円	2F ワークステーション室に設置
X 線 CT 装置等撮影代行手数料	650 円	導線管理上等やむを得ず撮影作業を代行時の付加する追加料金

(3) In vivo imaging system

内 訳	料金 / 1時間	備 考
IVIS Lumina	6,700 円	感染実験区域に設置
Lumazone	6,700 円	化学物質暴露実験室に設置
ワークステーション	1,000 円	

(4) 細胞培養・遺伝子導入装置・TG 動物作成等

項 目	料 金	備 考
セーフティーキャビネット	無料	
CO ₂ インキュベーター	120 円 / 1時間	一日あたりの上限を 1,250 円とする。
マイクロインジェクション装置	4,960 円 / 1時間	メイン機器寄託者等に適用
エレクトロポレーター NEPA21	12,100 円 / 1回	
エレクトロポレーター用電極	1,820 円 / 1回	
マイクロインジェクション装置を用いた Tg 動物等の作成	423,500 円 / 1回	
エレクトロポレーターを用いたゲノム編集動物等の作成	160,000 円 / 1回	

(5) 行動解析装置・代謝ケージラック・明暗コントロールボックス

内 訳	料 金	備 考
行動解析装置 ^{※8}	610 円 / 1h ^{※9}	
代謝ケージラック	360 円 / 24 h	
明暗コントロールボックス	360 円 / 24 h	
マウス・ラット蓄尿器	360 円 / 24 h	

※8 モーリスの水迷路のようにセットアップ時に水を張る等の作業を必要とする解析装置では、セットアップ状態等で装置を維持・占有しても利用料金の算定時間とカウントしない（要実験室予約）。

※9 利用時間とは、行動解析実験実施日における最初の実験室入室時からカウントし、同日の全行動解析作業が終了後、同室から実験動物の撤収及び退室が完了するまでをいう。

5 マウス胚凍結・胚移植料金^{※10}

業 務 内 容	利 用 料 金	備 考
マウス胚・精子凍結	84,000 円 / 回	動物は利用者で準備する。凍結胚から新生仔が得られるか否かまでを確認する。
凍結精子を用いての体外受精及び胚移植	60,000 円 / 回	残った胚を凍結する場合は、55,000 円 / 回を追加負担とする。
マウス胚移植	60,000 円 / 回	
ドライシッパー利用料	36,000 円 / 回	輸送中の紛失は利用者負担で弁償とし、故障は施設の負担とする。
マウス胚・精子保存料	600 円 / 月	ケーン一本当たり

※10 微生物検査等が必要な場合は利用者の負担で行う。

6 分析料金

(1) 血液生化学分析^{※11}

測定項目	利用料	測定項目	利用料
グルコース	340 円	GOT	480 円
尿酸	348 円	GPT	480 円
総コレステロール	540 円	LDH	348 円
トリグセライド	480 円	CPK	348 円
尿素窒素	348 円	GGT	600 円
総ビリルビン	348 円	アミラーゼ	600 円
カルシウム	348 円	ロイシンアミノペプチダーゼ	600 円
総タンパク	348 円	ALP	348 円
アルブミン	348 円	クレアチンキナーゼ	720 円
無機リン	360 円	コリンエステラーゼ	720 円
マグネシウム	348 円	Na-K-Cl	1,680 円
HDL-コレステロール	1,680 円	ヘモグロビン	340 円
血中アンモニア	720 円	C 反応性タンパク質	1,680 円
クレアチニン	348 円	フルクトサミン	600 円

^{※11} 分析機器の操作は、職員が行う。

(2) 血球数測定^{※11}

利用料	測定項目
360 円／依頼 + 120 円／測定件数	イヌ・ネコ：RBC、WBC、HGB、HCT、PLT + LY、MO、EO、GR その他の動物：RBC、WBC、HGB、HCT、PLT

^{※11} 分析機器の操作は、職員が行う。

7 中型動物ウェットラボ技術支援^{※12}

業務内容	利用料金	備考
不動化・麻酔導入	7,500 円 / 回	不動化から気管挿管等まで (利用料金に麻酔導入薬代が含まれる。)
麻酔維持管理	25,000 円 / 回	術中の動物モニタリング / 緊急時対応
術後ケア	2,500 円 / 日	術後当日からのケア (概ね 3 日程度)
da Vinci 基本使用料	12,500 円 / 日	メーカー保守終了のため保守整備は行わない。

※12 技術支援における条件等

(1) 鹿田施設内の中型動物実験室での実施であり、原則として同施設の業務時間内での実施であること。ただし、休日等開催の講習会には柔軟に対応するが、事前に施設職員と打合せが必須。

(2) 上記には、中型動物実験室利用料金、動物飼育料金及びその他、必要とされる施設の利用料金は含まれていない。

(3) 使用する消耗品は、利用者が用意する。ただし、消耗品等は施設在庫品を利用することができる。この場合、使用した消耗品代は実費（購入単価を元に算出し、100 円若しくは 10 円未満を切り上げた金額）を元に、出来高で計算し、その合計額を利用者の負担とする。

(4) 実験動物の状態確認は動物実験実施責任者の責務であることを念頭におくこと。

(5) 本業務への依頼の有無に関わらず、本施設に収容している実験動物に関しては施設の獣医師（専任教員）の判断で術後ケアを行う場合がある。その場合、所定の利用料金、例えば、不動化や術後ケアの利用料金及び消耗品代の合計額を利用者の負担とする。

(6) 抜糸は原則として利用者が行うが、施設に依頼することもできる。この時には、所定の利用料金、例えば、不動化や術後ケアの利用料金及び消耗品代の合計額を利用者の負担とする。

8 その他

項目	利用料金	備考
ホルマリンガス滅菌器	1,200 円 / 回	
高圧蒸気滅菌器	1,200 円 / 回	
給水寒天	250 円 / 個	
営巣材	38 円 / 袋	
試験飼料及び水管理 ^{※13}	35 円 / ケージ	1 日あたりで通常飼育料金に加算する。
感染実験区域試験飼料及び水管理及び死体処分管理 ^{※13 ※14}	600 円 / ケージ / 日	1 日あたりで通常飼育料金に加算する。

※13 げっ歯目動物のみ対象とし、長中期間の出張等により止むを得ず研究者自身による給餌・給水ボトルの準備と交換作業等が実施できない場合にサービスを提供。

※14 適用範囲を累計 3 日 / 年までに制限。

9 マウス・ラット実験技術講習会料金及び個別技術指導料金

項 目	利 用 料 金	内 容
定期講習会受講料金 ^{※15}	使用する実験動物と実験動物用翼付採血針3本の実費	
マウス	5,800円/名/回	マウス2匹及び実験動物用翼付採血針3本
ラット	5,500円/名/回	ラット1匹及び実験動物用翼付採血針3本
個別講習会受講料金 ^{※16}	上記設定額+2,300円	
マウス	8,200円/名/回	マウス2匹及び実験動物用翼付採血針3本、フローアップ指導1時間権利
ラット	7,800円/名/回	ラット1匹及び実験動物用翼付採血針3本、フローアップ指導1時間権利
フローアップ指導1時間	2,500円/名/回	

^{※15} 開催日時を本部門で指定して実施する技術講習会を定期講習会と呼称する。

^{※16} 定期講習会以外の日時に開催する技術講習会をいう。

10 備考

上記の利用料金に消費税を含まない。

岡山大学自然生命科学研究支援センター
動物資源部門鹿田施設学外者利用料金表

2023年10月改訂

1 飼育料金

(1) 通常飼育料金 (以下の表に基づき算出する。)

げっ歯目動物 ※ (1日1ケージあたり※ ¹)		げっ歯目動物以外 ※ (1日1匹 (羽) あたり)	
動物種	飼育料 (円)	動物種	飼育料 (円)
マウス	150	イヌ	3,000
ラット	246	コモンマーモセット	1,950
ハムスター	246	カニクイサル	3,000
スナネズミ	246	ニホンザル	4,500
その他げっ歯目動物 (マウスケージ)	150	ブタ・ヤギ	3,750
その他げっ歯目動物 (ラットケージ)	246	ウサギ	900
		モルモット	165
		ヒヨコ (1ヶ月齢未満)	150

※¹ げっ歯目動物のケージあたりの最大収容数は手引きの別項を参照。

【備考】記載がない動物種の収容は、要相談 (他の施設で収容できるものがある)。

(2) 特殊実験区域飼育料金 (1日1ケージあたり※¹ で以下の表に基づき算出する。)

特殊実験区分	マウスケージ使用の場合 (円)	ラットケージ使用の場合 (円)
感染実験区域 (BSL2)	225	264
感染実験区域 (BSL3)	375	396
化学暴露実験区域※ ²	150	246
その他区域※ ³ 等	225	264

※² 化学暴露実験区域で使用するケージは設置飼育装置専用のディスプレイケージ (実費負担: マウス用 3,400 円、ラット用 4,500 円) を用いる。

※³ 感染実験区域並びに化学暴露実験区域を除いた昼夜逆転実験等、特殊な条件で実施する実験を実施する区域

2 実験室等使用料金

実験室使用料金^{※4※5}は以下の表に従い使用時間を元に積算する。

実験室の名称 (室番号)	利用料 (円)	備考
感染実験室 (1115) (BSL3) 化学暴露実験室 (3110)	2,700 円 / 1h	
感染実験室 (1118) (BSL2 セーフティーキャビネット使用料)	1,800 円 / 1h	
特殊実験室 (3103)	1,800 円 / 1h	
メインウェットラボ・ハーフ (1201)	25,200 円 / 4h	
メインウェットラボ・フル (1201)	108,000 円 / 日	多目的研修室等の利用料を含む。
サブウェットラボ (1202)	50,400 円 / 日	原則として支援業務用スペース、貸与はやむ得ない場合のみ実施。
多目的研修室 (1302)	21,600 円 / 2h	メインウェットラボ・フル利用者以外で利用する場合に適用
移植実験室 (2201)	54,000 円 / 日	移植細胞調整室の利用料を含む。
移植細胞調整室 (2207)	7,200 円 / 4h	
3F ラット実験室 (3118) 3F マウス実験室 (3122)	条件よる	共用テーブル使用は無料。テーブル専有の場合、テーブル課金制度を適用
マウス特殊飼育室 (3104) マウス代謝測定室 (3123) 測定機器室 (3124)	7,200 円 / 日	飼養保管に関する料金は別途徴収
X線CT室 (2209) ウサギ手術室 (3201) マーモセット手術室 (3211)	5,400 円 / 4h	
スナネズミ実験室 (3202) ハムスター実験室 (3210)	条件よる	共用テーブル使用は無料。実験台を専有する場合、実験台スペース料を適用
4F 第二実験室 4F 第三実験室	無 料	実験台の専有は認めない。
4F 第一実験室 4F 第四実験室	条件よる	共用テーブル使用は無料。テーブル専有の場合、実験台スペース料を適用 ^{※4}
4F：代謝ケージ室 (4101)	7,200 円 / 日	飼養保管に関する料金は別途徴収
4F：マウス防音室 (4122)	12,600 円 / 日	飼養保管に関する料金は別途徴収
5F 明暗コントロール室 (5101) 5F マウス行動観察室 (5102)	7,200 円 / 日	飼養保管に関する料金は別途徴収
5F 特殊機器設置室 (5104)	1,800 円 / 1h	
5F 実験室 (5103)	無 料	実験台の専有は認めない。

^{※4} 圧縮空気、吸引、O₂、CO₂は配管されているガス種に限り無料で使用することができる。

^{※5} 消耗品・測定機器・実験台スペースチャージは別に定める。

3 管理費・測定機器等設置料・実験台スペース料・消耗品保管料

以下の表に従い使用日数の合計から算出する。

項目	利用料（円）	備考
管理費（一人当たり）	480 円 ／エリア入場回数	予防衣・マスク・キャップ・グローブ使用料
飼育ケージ貸出料		
マウスケージ 1 個	75 円／日	給水ボトル及び床敷等を含まない。
ラットケージ 1 個	165 円／日	給水ボトル及び床敷等を含まない。
測定機器等の設置料		
共同利用化する場合 ^{※6}	無 料	別途利用料金を徴収して施設が保守を行う。
共同利用化しない場合	750 円／日	作業台基準床面積 0.4m ² (約 55 円 /0.1m ²)
実験台スペース料	1,140 円／日	実験台基準床面積 0.54m ² (約 60 円 /0.1m ²)
消耗品保管料 ^{※7}		
中型動物実験室で 1 個目まで	750 円／日	原則として専用パレットの使用、 また容積 600L の容器を使用
同上 2 個目以上	2,250 円／日	同上 個数毎を積算
その他の実験区域の実験室 (3103 室・3110 室を除く)	無 料	外形容積 60L 1 個目まで
同上 2 個目以上	1,890 円／日	同上 個数毎を積算
3103 室・3110 室で 1 個まで	420 円／日	外形容積 60L 1 個目まで
同上 2 個目以上	1,890 円／日	同上 個数毎を積算

^{※6} 受け入れの可否は、部門長（施設長）が決定する。

^{※7} 消耗品の施設内保管は一研究グループにつき 1 個を原則とし、2 個以上については専任教員（主任者）が可否を判断する。

4 特殊機器・室使用料金（機器使用料金を含む）

(1) X線照射装置、X線撮影装置

内訳	30分あたり利用料	備考
X線照射装置	10,950円	「特殊機器室使用願」には、30分単位で使用時間を記載する。
X線撮影装置	5,460円	「特殊機器室使用願」には、30分単位で使用時間を記載する。

(2) 孵卵器・育雛器使用料

内 訳	利 用 料	備 考
孵卵器使用料	75円（一受精卵一回あたり）	受精卵は利用者が手配する。
育雛器使用料	165円（一羽一回あたり）	ふ化後、2日まで

(2) 小動物用 X 線 CT 装置

内 訳	料金・円 / 1時間	備 考
小動物用 X 線 CT 装置本体	46,200円	3F マウス・ラット飼育・実験区域に設置
ワークステーション	3,000円	2F ワークステーション室に設置
X 線 CT 装置等撮影代行手数料	1,950円	導線管理上やむをえず撮影作業を代行時における追加料金

(3) In vivo imaging system

内 訳	料金・円 / 1時間	備 考
IVIS Lumina	20,150円	感染実験区域に設置
Lumazone	18,150円	化学物質暴露実験室に設置
ワークステーション	3,000円	

(4) 細胞培養・遺伝子導入装置・TG 動物作成等

項 目	料 金	備 考
セーフティーキャビネット	無料	
CO ₂ インキュベーター	360 円 / 1時間	一日あたりの上限を 1,100 円とする。
マイクロインジェクション装置	14,880 円 / 1時間	メイン機器寄託者等に適用
エレクトロポレーター NEPA21	36,300 円 / 1回	
エレクトロポレーター用電極	5,460 円 / 1回	

(5) 行動解析装置・代謝ケージラック・明暗コントロールボックス

内 訳	料 金	備 考
行動解析装置 ^{※8}	1,830 円 / 1h ^{※9}	
代謝ケージラック	1,080 円 / 24h	
明暗コントロールボックス	1,080 円 / 24h	
マウス・ラット蓄尿器	1,080 円 / 24h	

※⁸ モーリスの水迷路のようにセットアップ時に水を張る等の作業を必要とする解析装置では、セットアップ状態等で装置を維持・占有しても利用料金の算定時間とカウントしない（要実験室予約）。

※⁹ 利用時間とは、行動解析実験実施日における最初の実験室入室時からカウントし、同日の全行動解析作業が終了後、同室から実験動物の撤収及び退室が完了するまでをいう。

5 マウス胚凍結・胚移植料金^{※10}

業 務 内 容	利 用 料 金	備 考
マウス胚・精子凍結	252,000 円 / 回	動物は利用者で準備する。凍結胚から新生仔が得られるか否かまでを確認する。
凍結精子を用いての体外受精及び胚移植	180,000 円 / 回	残った胚を凍結する場合は、165,000 円 / 回を追加負担とする。
マウス胚移植	180,000 円 / 回	
ドライシッパー利用料	108,000 円 / 回	輸送中の紛失は利用者負担で弁償とし、故障は施設の負担とする。
マウス胚・精子保存料	1,800 円 / 月	ケーン一本当たり

※¹⁰ 微生物検査等が必要な場合は利用者の負担で行う。

6 分析料金

(1) 血液生化学分析^{*11}

測定項目	利用料	測定項目	利用料
グルコース	1,044 円	GOT	1,440 円
尿酸	1,044 円	GPT	1,440 円
総コレステロール	1,620 円	LDH	1,044 円
トリグセライド	1,440 円	CPK	1,044 円
尿素窒素	1,044 円	GGT	1,800 円
総ビリルビン	1,044 円	アミラーゼ	1,800 円
カルシウム	1,044 円	ロイシンアミノペプチダーゼ	1,800 円
総タンパク	1,044 円	ALP	1,044 円
アルブミン	1,044 円	クレアチンキナーゼ	2,160 円
無機リン	1,080 円	コリンエステラーゼ	2,160 円
マグネシウム	1,044 円	Na-K-Cl	5,040 円
HDL-コレステロール	5,040 円	ヘモグロビン	1,044 円
血中アンモニア	2,160 円	C 反応性タンパク質	5,040 円
クレアチニン	1,044 円	フルクトサミン	1,800 円

^{*11} 分析機器の操作は、職員が行う。

(2) 血球数測定^{*11}

利用料	測定項目
1,080 円／依頼 + 360 円／測定件数	イヌ・ネコ：RBC、WBC、HGB、HCT、PLT + LY、MO、EO、GR その他の動物：RBC、WBC、HGB、HCT、PLT

^{*11} 分析機器の操作は、職員が行う。

7 中型動物ウェットラボ技術支援^{※12}

業務内容	利用料金	備考
不動化・麻酔導入	22,500 円 / 回	不動化から気管挿管等まで (利用料金に麻酔導入薬代が含まれる。)
麻酔維持管理	75,000 円 / 回	術中の動物モニタリング / 緊急時対応
術後ケア	7,500 円 / 日	術後当日からのケア (概ね 3 日程度)
da Vinci 基本使用料	37,500 円 / 日	メーカー保守終了のため保守整備は行わない。

※12 技術支援における条件等

(1) 鹿田施設内の中型動物実験室での実施であり、原則として同施設の業務時間内での実施であること。ただし、休日等開催の講習会には柔軟に対応するが、事前に施設職員と打合せが必須。

(2) 上記には、中型動物実験室利用料金、動物飼育料金及びその他、必要とされる施設の利用料金は含まれていない。

(3) 使用する消耗品は、利用者が用意する。ただし、消耗品等は施設在庫品を利用することができる。この場合、使用した消耗品代は実費（購入単価を元に算出し、100 円若しくは 10 円未満を切り上げた金額）を元に、出来高で計算し、その合計額を利用者の負担とする。

(4) 実験動物の状態確認は動物実験実施責任者の責務であることを念頭におくこと。

(5) 本業務への依頼の有無に関わらず、本施設に収容している実験動物に関しては施設の獣医師（専任教員）の判断で術後ケアを行う場合がある。その場合、所定の利用料金、例えば、不動化や術後ケアの利用料金及び消耗品代の合計額を利用者の負担とする。

(6) 抜糸は原則として利用者が行うが、施設に依頼することもできる。この時には、所定の利用料金、例えば、不動化や術後ケアの利用料金及び消耗品代の合計額を利用者の負担とする。

8 その他

項目	利用料金	備考
ホルマリンガス滅菌	3,600 円 / 回	
高圧蒸気滅菌器	3,600 円 / 回	
給水寒天	750 円 / 個	
営巢材	114 円 / 袋	約 30g / 袋
試験飼料及び水管理 ^{※13}	105 円 / ケージ	1 日あたりで通常飼育料金に加算する。
感染実験区域試験資料及び水管理 理及び死体処分管理 ^{※13※14}	1,800 円 / ケージ / 日	1 日あたりで通常飼育料金に加算する。

※13 げっ歯目動物のみ対象とし、長中期間の出張等により止むを得ず研究者自身による給餌・給水ボトルの準備と交換作業等が実施できない場合にサービスを提供。

※14 適用範囲を累計 3 日 / 年までに制限。

9 マウス・ラット実験技術講習会料金及び個別技術指導料金

項 目	利 用 料 金	内 容
定期講習会受講料金 ^{※15}	使用する実験動物と実験動物用翼付採血針3本の実費	
マウス	12,000円/名/回 ^{※15}	マウス2匹及び実験動物用翼付採血針3本
ラット	12,000円/名/回 ^{※15}	ラット1匹及び実験動物用翼付採血針3本
フローアップ指導1時間	8,800円/名/回	岡山大学教育訓練を受講、知識確認試験で合格点を得た研究者に限る。

^{※15} 開催日時を本部門で指定して実施する技術講習会を定期講習会と呼称する。

^{※16} 学外者向け定期講習会受講料金は、学内向けラット定期講習会受講料金+学外者向けフローアップ指導料金とする。及び後援する関連学協会がある場合には、後援内容で割引を行う場合がある。

10 備考

9の項目を除き、上記の利用料金に消費税を含まない。

動物購入・搬入願

動物資源部門鹿田施設長 殿

●の項目は必ず記入をお願い致します。

所属教室名		●
研究者 氏名		●
支払責任者 氏名		●
連絡先 氏名 (書類提出者)		●
Mail Address		●
Tel		●

下記の通り実験動物の搬入を依頼します。

動物種・(系統)	:		・ ()	●			
遺伝子組換え動物の場合、組換えDNA実験計画書の承認番号	:	()		●			
動物数	:	♂ ()	♀ ()	計 ()	●		
微生物学的統御 ※ マウス・ラットは基本的にSPF	:			●			
年(週)齢 (体重)	:		週齢	※ 週齢と体重を両方指定される場合は、重視する方をメール本文に記入して下さい。	●		
動物の由来 (購入希望業者)	:			●			
搬入予定日	:	年	月	日	●		
飼養保管期間	:	搬入日	～	年	月	日	●
動物実験計画書承認番号	:	OKU-			※ 審査終了・承認番号未配布の場合、計画書の受付番号をメールに直接記入して下さい。	●	
研究課題名	:				(自動入力)	●	
動物の搬入先	:	【		】	教室へ直接搬入の場合 具体的な搬入先を記入 → 【	】 ※ 承認された実験室であること	●

施設記入欄

発注日 年 月 日

発注先

搬入予定日 年 月 日

搬入先

動物の搬出及び処分届出書

年 月 日	
動物資源部門長 殿	
所属 _____	
氏名 _____	
TEL. ()	
以下の通り、動物の搬出・処分をしたいので届出をします。	
動物種	種 系
動物数	♂ () ♀ () 計 ()
飼育室名	階 号室
搬出・処分日	年 月 日
搬出先	教室・フリーザー・その他 ()

*届出書を提出せず、搬出・処分した場合その動物は、存在しているものとして飼育費が加算されます。

*記入済のケージカードは、各自で処分してください。

(様式 5 号)

機器類搬入願

年 月 日

動物資源部門長 殿

所属

氏名

印

TEL

下記の機器の施設内への搬入の承認をお願いします。

搬入機器名

搬入室名

使用目的

使用期間

搬入した機器は講座等の責任において管理すること。

特殊機器室使用願

年 月 日	
動物資源部門長 殿	
所属 _____	
教授氏名 _____ (印)	
研究者氏名 _____ (印)	
TEL (_____)	
下記の通り特殊機器室を利用したいので届け出ます。	
使用室	<input type="checkbox"/> X線照射室 <input type="checkbox"/> X線 CT撮影室 (<input type="checkbox"/> 麻酔器を使用する) <input type="checkbox"/> CTデータ解析 (ワークステーションのみ使用する場合) <input type="checkbox"/> 発光・蛍光 in vivo イメージングシステム (IVIS) ※利用を希望する項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください
使用日	年 月 日
使用時間	: ~ :
被照射物	<input type="checkbox"/> 動物 系統: _____ 匹数: _____ 収容室: _____ 照射後の取り扱い: _____
	<input type="checkbox"/> 動物以外 名称: _____ 動物由来以外の対象物に照射する場合は、必ず部門職員と打ち合わせを行ってください

※ご注意 動物資源部門外および感染実験棟からの動物の持ち込みはできません。

《共同使用者氏名》

--	--	--

※ 動物資源部門記入欄

カギ番号		返却	
------	--	----	--

(様式7号)

依頼日 年 月 日

マウス胚 / 精子凍結保存依頼書

岡山大学自然生命科学研究支援センター

動物資源部門長 殿

①～⑭の項目を記入し、押印後「動物資源部門鹿田施設 受付」に提出して下さい。

①依頼者名			②E-mail			③内線		
④所属			⑤実験責任者名			印		
⑥マウス系統名-遺伝子名・世代数			-		・F			
⑦保有者名			⑧E-mail			⑨内線		
⑩組換えDNA実験安全管理委員会承認番号								
⑪動物実験計画書承認番号								
⑫依頼内容(該当の番号に○を付けて下さい。)								
<input type="checkbox"/> 胚の凍結保存 <input type="checkbox"/> SPF化 <input type="checkbox"/> 凍結精子からの個体作出 <input type="checkbox"/> 凍結胚からの個体作出								
⑬交配の組み合わせ(いずれかにチェックをつけてください)				<input type="checkbox"/> ホモ <input type="checkbox"/> ヘテロ				
⑭ ⑫で1. ～ 3. を選択した場合は以下の項目の記入して下さい。								
準備したマウスの情報		頭数	出生日	系統名	飼育室	ラック		
	オス							
	メス							
※体外受精時のオスの適齢期は3～6カ月齢、メスの適齢期は8～12週齢です。								
業務関連記入欄(この欄には何も記入しないで下さい。)								
受付日	月	日	実施者 (サイン)	利用料金	移植胚数	凍結胚数	受精率	産仔数
業務内容								
胚凍結保存								
凍結胚からの個体作製								
凍結精子からの個体作製								
試薬代金								
実施期間	年		月	日	～	年	月	日
記録欄								

(様式8号)

マウス系統情報申告書

岡山大学自然生命科学研究支援センター
動物資源部門長 殿

申告日 年 月 日
申請者名

①～⑧の項目を記入し、「動物資源部門鹿田施設 受付」に提出して下さい。

凍結保存系統情報			
①系統の種類 (該当するものを選択して下さい。)	<input type="checkbox"/> トランスジェニック(TG) <input type="checkbox"/> ノックアウト(KO) <input type="checkbox"/> 近交系 <input type="checkbox"/> ゲノム編集 <input type="checkbox"/> 自然突然変異系統 <input type="checkbox"/> 人為突然変異系統 <input type="checkbox"/> 挿入突然変異系統		
②由来 (1.か2.のいずれかを記入して下さい。)	1. (他機関で) 自家製作(または育成) 作製年: 年		
	2. 他機関から搬入年: 年 (搬入時世代数 :F)		
	機関名(登録略記号):		
	作製した研究者名:		
③遺伝子名 (命名されている場合に記入して下さい。)	遺伝子記号	染色体番号	遺伝子型
	詳細情報		
④優性の度合	<input type="checkbox"/> 優性 <input type="checkbox"/> 半優性 <input type="checkbox"/> 劣性 <input type="checkbox"/> 多因子		
⑤TG系統	作出方法	<input type="checkbox"/> 非相同組換え <input type="checkbox"/> 相同組換え <input type="checkbox"/> レトロウイルス	
	遺伝子が搬入された系統名・ES細胞名		
⑥KO系統	導入された遺伝子の正式名称・遺伝子記号		
	遺伝子が破壊された系統名またはES細胞名		
⑦情報公開	破壊された遺伝子の正式名称・遺伝子記号		
	学内分与の可否	<input type="checkbox"/> 可 条件() <input type="checkbox"/> 否	
	学内公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 理由()	
※動物資源部門運営上において本申請書を公開する場合には、申告書に公開の可否について事前にお伺いいたします。			
⑧生理・生化学的特徴 (体重・臓器重量等)			

(様式9号)

特殊飼料及び特殊水ケージ管理依頼書

自然生命科学研究支援センター

動物資源部門 鹿田施設長 殿

以下、太枠内の項目を記入し animal@md.okayama-u.ac.jp 宛にメール添付にて提出してください。

依頼日	年	月	日				
所属							
依頼者名							
依頼者 E-mail		内線					
実験責任者名							
動物実験計画書 承認番号	OKU-						
組換えDNA実験委員会 承認番号							
研究者 (ケージ保有者)							
研究者 E-mail							
特殊飼料管理を依頼する ケージ数	ケージ						
特殊水管理を依頼する ケージ数	ケージ						
飼育室	階	飼育室No.					
依頼する期間	年	月	日 AM PM	～	年	月	日 AM PM

※依頼後は、動物実験計画書の実験実施者に担当職員を追加してください。

※特殊飼料及び特殊水ボトルには記名をし、保管場所を担当者職員に伝えてください。

↓業務関連記入欄 (この欄には何も記入しないでください)

受付日	動物計画書 実施者追加確認	責任者 (サイン)	実施者 (サイン)	利用料金			
月 日	<input type="checkbox"/> 済み						
実施期間	年	月	日	～	年	月	日
記録欄							

問い合わせ先

【施設利用についての問い合わせ】

施設事務・受付 メールアドレス : animal@md.okayama-u.ac.jp

【動物実験計画書に関する問い合わせ】

動物実験委員会事務局 メールアドレス : iinkai@md.okayama-u.ac.jp

【ホームページ】

様式、申請書のダウンロード、実験室の予約等が行えます。(学内限定ページ)
施設案内等更新を随時行っておりますので、ご覧ください。

■動物資源部門鹿田施設■

<http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~animal/>

□動物実験委員会□

<http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~animal/committee.html>